

くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領の一部改正について

1. 背景

クロマグロの配分量は過去の漁獲実績の平均をベースとして決定される一方で、各地域への実際の来遊状況は毎年大きく変動する。このため、管理区分が細分化されるに従って、管理区分ごとの配分量と来遊量との乖離が生じ漁獲枠の消化が難しくなるになるという課題に対応し、本年3月に「くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領」を策定したところである。

しかし、実際に融通を行おうとしても、都道府県や大臣管理漁業において小型魚又は大型魚漁獲枠の需要やその必要な時期が異なることから十分に活用されていない。我が国の漁獲枠を有効に活用するためにはさらに融通を促進する仕組みを考える必要がある。

また、繰越しや超過数量の差引き等により増加する国が留保する数量を、配分するほか有効に活用することも必要である。

2. 対応案

国が配分せずに留保する数量は、配分を受けた特定の都道府県等の大幅な超過が他の都道府県等へ影響を及ぼすリスク、我が国全体の漁獲枠の超過リスクに備えるために設けている。

この留保について、小型魚及び大型魚のそれぞれの漁獲枠の超過リスクを考慮し、都道府県等の融通(交換)の要望に応じられるよう実施要領を一部改正する。

3. 具体的な融通の手続

くろまぐろの留保からの配分は、①資源評価に用いるデータ収集のため、②融通後の突発的な来遊に対応するため、の2つの事項以外は、水産政策審議会資源管理分科会での基本計画変更の諮問を経て実施することとしている。

このため、留保する数量と都道府県等の配分量との融通(交換)については、資源管理分科会での基本計画変更の諮問を経て行うこととする。

なお、迅速性を高めるために、あらかじめ資源管理分科会で「留保のうち融通(交換)に用いる数量の上限」及び「融通(交換)の要望に対する対応方針」について承認を得ることについて検討を進める。